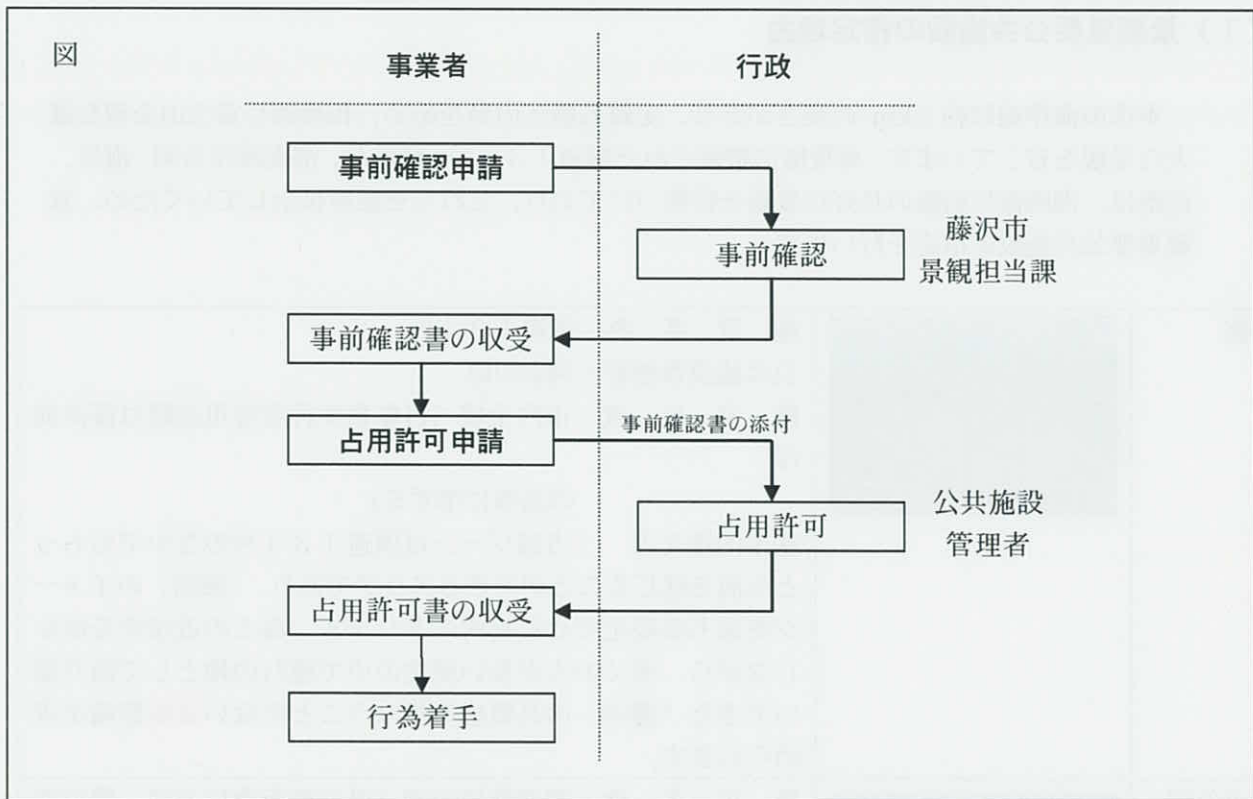


## (5) 占用許可手続きの流れ

景観法第8条第2項第5号八に基づく占用許可基準等が定められた景観重要公共施設の占用物件等については、占用許可等の基準に適合することが必要です。このため、公共施設の占用許可申請等を行うにあたっては、事前に市の確認を受けてください。



## (6) 適用の除外及び別途協議するもの

景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可基準等に関して、以下に該当するものについては適用除外とします。

- ・ 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- ・ 緊急上やむを得ないもの
- ・ 景観計画の施行時点で現に存するもの（維持・管理・修繕等小規模補修を含む。）
- ・ 地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの  
(ただし、地下道等で一般の人々が通行し、目に見えるものを除く。)
- ・ 仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物

また、以降に掲げる公共施設にかかる基準のうち、次に該当するものについては公共施設管理者と市が調整を図り、その仕様及び色彩を決定するものとします。




- ・ 素材を着色しないで使用するもの  
(自然石材、溶融亜鉛メッキ仕上げ、ステンレス、コンクリート等)
- ・ 交通安全上、施設管理上又は防災上、色彩による視認性の確保が必要となるもの
- ・ 周囲の景観と調和し、景観の向上に資すると認められるもの


### 3. 景観重要公共施設別の整備及び許可に関する事項

#### 1. なぎさベルト

##### (1) 景観重要公共施設の指定理由

本市の海岸線は約5kmの長さがあり、史跡名勝江の島を始め、相模湾や富士山を望む雄大な景観を有しています。高規格に整備された国道134号、砂防林、湘南海岸公園、海岸、漁港は、湘南海岸沿線の良好な景観を特徴づけており、これらを維持保全していくため、景観重要公共施設の指定を行います。

道路		<p>施設名称：国道134号            公共施設管理者：神奈川県            指定区域：市内全域（自転車歩行者専用道路は藤沢海岸の基準に準ずる）</p> <p>基本的考え方：当該ゾーンは国道134号のなかでももっとも海を感じることができるエリアであり、「湘南」のイメージを最も具現化できる場所にあります。海との近接性を活かしながら、多くの人々が長い歴史の中で憧れの地として語り継いできた「湘南」の高質感を損なうことのない景観整備が求められます。</p>
都市公園		<p>施設名称：湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、鶴沼海浜公園、県立辻堂海浜公園）            公共施設管理者：神奈川県、藤沢市            指定区域：全域</p> <p>基本的考え方：当該ゾーンでは、広がりのある空間と四季折々の自然の変化を体感し、楽しむことができます。この豊かな緑と空の高さ、広がり、海風の道を大事にしながら、それらを損なうことのない景観整備が求められます。</p>
海岸		<p>施設名称：藤沢海岸            公共施設管理者：神奈川県            指定区域：藤沢海岸保全区域、湘南港海岸保全区域（湘南港臨港地区を除く）</p> <p>基本的考え方：当該ゾーンは、日本を代表する海岸として、市民のみならず、多くの人々に親しまれています。夏の海水浴場としての海岸としてだけでなく、四季折々の風景が、世代を超えて人々の記憶に刻まれるためにも、歴史ある湘南の海にふさわしい景観の整備が求められます。</p>

<p>漁港</p>		<p>施設名称：片瀬漁港          公共施設管理者：藤沢市          指定区域：漁港区域内（私有地を除く）          基本的考え方：当該ゾーンは漁港としての機能を大切にすると共に、開かれた漁港として湘南の恵みである風景や海の幸を楽しむにふさわしい景観を維持することが大切です。</p>
-----------	---	--



## (2) 整備に関する事項及び占用許可基準（景観法第8条第2項第5号）

国道134号沿線の方針

湘南の海とまちの賑わいが調和する都市景観の創出

・海辺の環境と歴史・文化を活かした、「五感を育む空間づくり」を目指すとともに、富士山、江の島、相模湾への眺望の保全に努め、国道134号沿線全体の一体性や連続性に配慮する。

国道134号	
<p>整備に関する事項 （景観法第8条第2項第5号口）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。</li> <li>・道路照明灯の色彩は、鵜沼橋から片瀬橋の間については5PB9/0.5程度、その他の部分は10YR8.5/0.5程度とする。</li> <li>・防護柵（橋梁部分を除く）は、透過性が高いものとし、色彩は10YR8.5/0.5程度とする。但し、部分的に用いる色彩についてはこの限りでない。</li> <li>・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は10YR8.5/0.5程度とする。</li> <li>・歩道橋（手摺部分を除く）の色彩は、10YR8.5/0.5程度とする。</li> <li>・その他の工作物の色彩は色相R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> <li>・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。</li> <li>・道路用地内の建築物の屋根及び外壁の基調色は、別表1及び別表2による。</li> <li>・植栽は遠景への眺望を阻害しないよう配慮する。</li> <li>・電線類地中化の維持・保全に努める。</li> <li>・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占用者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。</li> </ul>
<p>占用許可基準 （道路法第32条第1項又は第3項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号柱、標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は10YR8.5/0.5程度とする。</li> <li>・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、10YR 6/1程度とする。</li> <li>・その他の工作物の色彩は色相R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> </ul>

湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、鵠沼海浜公園、県立辻堂海浜公園）	
整備に関する事項 （景観法第8条第2項第5号口）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明灯、防護柵、管理柵の色彩は、10YR 6/1 又は 10YR2/1 程度とする。</li> <li>・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>・標識、公共サイン等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色彩は 10YR 6/1 又は 10YR2/1 とする。</li> <li>・その他の工作物の色彩は、色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。但し、遊具、健康器具等、及び、交通公園又は辻堂ジャンププール内の施設についてはこの限りでない。</li> <li>・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。</li> <li>・建築物（県立辻堂海浜公園を除く）の屋根及び外壁の基調色は、別表1及び別表2による。</li> <li>・植栽は景観と眺望に配慮する。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>
占用許可基準等 （都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物は、色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> <li>・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>

藤沢海岸	
整備に関する事項 (景観法第8条第2項第5号口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。</li> <li>・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ボールの色彩は10YR 6/1 又は10YR8.5/0.5程度とする。</li> <li>・その他の工作物は、色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用しない。</li> <li>・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。</li> <li>・光沢や反射性のある周辺から突出するような素材・色彩の使用は最小限にとどめる。</li> <li>・海浜植物、砂防林、砂浜等の保全に努め、 周辺の自然環境との調和に配慮する。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>
占有許可基準等 (海岸法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4又は第37条の5、港湾法第37条第1項、道路法第32条第1項又は第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物は、色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用しない。</li> <li>・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>







片瀬漁港	
整備に関する事項 (景観法第8条第2項第5号口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防波堤の照明灯、防護柵の色彩はN9程度とする。</li> <li>・その他の工作物は、色相 R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> <li>・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。</li> <li>・建築物の屋根及び外壁の基調色は、別表1及び別表2による。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>
占用許可基準 (漁港漁場整備法第39条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物は、色相 R,YR,Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。</li> <li>・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>

## 2. 江の島

### (1) 景観重要公共施設の指定理由

江の島は、海と緑の美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を持つ藤沢の代表的な地区であり、神奈川県史跡名勝に指定されています。この良好な景観を維持保全するために、平成2年に江の島全体を特別景観形成地区に指定し、江の島の自然環境やまち並みに調和した建築物や工作物の整備が行われています。また、東京オリンピックの開催に伴って整備された湘南港は、公共マリナーの草分け的存在であり、市民に開かれたマリナーを目指した施設整備がなされています。これらのことから良好な江の島の景観を維持保全していくため、景観重要公共施設の指定を行います。

<p>港湾</p>		<p>施設名称：湘南港          公共施設管理者：神奈川県          指定区域：臨港地区内の港湾施設（臨港道路及び別図に示す敷地を除く）          基本的考え方：日本最大級の公共ヨットハーバーである湘南港は、災害時の緊急物資受入港や水上交通拠点としての位置づけの他、親水プロムナードや緑地等の整備により、一層市民に開かれたマリナーを目指しています。再整備にあたっては、緑化の推進や自然素材等を用いた景観整備により、旧島部の自然景観や海辺のまち並み景観に馴染ませることが重要です。</p>
<p>港湾</p>		<p>施設名称：臨港道路          公共施設管理者：神奈川県          指定区域：臨港地区内の全域          基本的考え方：当該道路は国道134号、藤沢海岸の喧噪を離れ、江の島から相模湾を楽しむことができる玄関口になります。江の島の緑と海や空の青さ、ヨットの帆の白さを背景とした景観の整備が重要です。</p>
<p>道路</p>		<p>施設名称：県道305号江の島          公共施設管理者：神奈川県          指定区域：全域          基本的考え方：県道305号江の島は江島神社参道へと導かれる重要な道路です。千年以上も昔より聖なる場所として崇められ、江戸時代には町民の身近な観光地として親しまれてきた江の島の歴史を今に伝える風景に繋がる道になります。こうした歴史を次の世代に継承していくためにも、時の流れを分断することのない景観の整備が求められます。</p>
<p>道路</p>		<p>施設名称：市道片瀬334号線、市道片瀬358号線          公共施設管理者：藤沢市          指定区域：全域          基本的考え方：市道片瀬358号線は江島神社参道からサムエル・コッキング苑、岩屋を繋ぐ主要な道路であり、市道片瀬334号線は漁師町としての面影を残す東町の主要な道路で</p>



	<p>（景観計画）</p>	<p>す。江の島の歴史を継承しつつ、観光地としての魅力ある景観の整備が求められます。</p>
--	---------------	--

<p>（景観計画）</p> <p>江の島の歴史を継承しつつ、観光地としての魅力ある景観の整備が求められます。</p>	<p>（景観計画）</p> <p>江の島の歴史を継承しつつ、観光地としての魅力ある景観の整備が求められます。</p>
<p>（景観計画）</p> <p>江の島の歴史を継承しつつ、観光地としての魅力ある景観の整備が求められます。</p>	<p>（景観計画）</p> <p>江の島の歴史を継承しつつ、観光地としての魅力ある景観の整備が求められます。</p>

## (2) 整備に関する事項及び占用許可基準（景観法第8条第2項第5号）

### ① 湘南港・臨港道路

江の島（臨港地区）の方針

江の島の歴史とヨットハーバーが調和する景観の創出

・旧島部と港湾の景観の調和を図り、緑豊かで自然環境のあふれる海辺のまち並み景観の形成を目指すとともに、対岸や島内からの眺望に配慮する。

湘南港	
整備に関する事項 (景観法第8条第2項第5号口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な工作物は、臨港道路付近に極力設置しないこととし、海や江の島への眺望に配慮した配置に努める。</li> <li>・緑地の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。</li> <li>・南防波護岸の照明灯、防護柵の色彩は、N9程度とする。但し、灯台周辺の防護柵は10YR7/0.5程度とする。</li> <li>・その他の工作物は色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した形態意匠とする。</li> <li>・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。</li> <li>・植栽は、周辺の自然環境との調和や眺望に配慮し、維持保全に努める。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>
占用許可基準等 (港湾法第37条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な工作物は、臨港道路付近に極力設置しないこととし、海や江の島への眺望に配慮した配置に努める。</li> <li>・工作物は、色相 R,YR,Y 系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した形態意匠とする。</li> <li>・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。</li> </ul>